

社会福祉法人の 設立認可について

平成28年4月

小野市

市民福祉部 社会福祉課

1 法人の設立

社会福祉法人の設立は、定款の作成及び申請、所轄庁の認可、設立の登記という3つの手続を完了することによって行われます。

設立に当たって最も基本となるのは、法人の根本法となる定款を作成することです。民法では、社団法人は定款、財団法人は寄附行為という言葉が使われていますが、社会福祉法人は、定款という言葉を使用しています。

2 設立認可申請

社会福祉法（以下「法」）第31条では、「社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。」と規定しており、これに基づき必要な書類が法施行規則第2条に掲げられています。

設立認可に必要な書類は、次のとおりです。

① 次の事項を記載した設立認可申請書

ア 設立者又は設立代表者の氏名及び住所

イ 社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 設立の趣意

エ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の氏名

オ 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、法施行規則第2条の7第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）、同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）または同条第8号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名および当該他の評議員との関係を説明する事項

カ 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、法施行規則第2条の8第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）または同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項

キ 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、法施行規則第2条の10各号に規定する者（第6号または第7号に規定する者については、これらの号に規定する割合が3分の1を超えない

場合に限る。)がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項

ク 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第2条の11第6号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)、同条第7号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)、同条第8号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。)または同条第9号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項

② 定款

③ 添付書類

ア 設立当初において当該社会福祉法人に帰属すべき財産の財産目録(基本財産、その他財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合)及び収益事業用財産(収益事業を行う場合)をそれぞれ区分して記載したもの)及び当該財産が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

イ 当該社会福祉法人がその事業を行うためにアの財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

ウ 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

エ 設立者の履歴書

オ 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類

カ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

なお、所轄庁は、これらの書類のほか、必要に応じて、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めるとされています(施行規則第2条第3項)。具体的な提出書類の一覧は別紙のとおりです。

3. 社会福祉法人を設立するまでの流れ

小野市内のみで事業を行う場合で、小野市長の認可を受け、社会福祉法人を設立するまでの流れは次のようになります。

(1) 事前協議

① 社会福祉事業について

社会福祉事業に係る施設を設立する場合には、その建設に係る補助金等の関係及び施設の認可等を受ける必要があるため、事前に兵庫県健康福祉部の各所管課及び小野市の各事業所管課と事前に協議していただく必要があります。

② 社会福祉法人の設立について

兵庫県及び小野市事業所管課での事前協議において、その社会福祉事業を行うこととなった場合には、小野市社会福祉課で、社会福祉法人の設立についての事前協議を行います。

社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として設立するので、社会福祉事業の計画が固まらずに、とりあえず社会福祉法人の設立のみをするということはありません。

(2) 社会福祉法人審査会による審査

「小野市社会福祉法人審査会」を開催し、社会福祉法人の設立について審査を行います。審査基準は以下のとおりです。

- 1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 2 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- 3 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1〔社会福祉法人審査基準〕等で定める基準
- 4 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙〔社会福祉法人審査要領〕で定める基準
- 5 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）で定める基準

(3) 社会福祉法人設立認可申請

審査会において社会福祉法人の設立について適当と認められ、提出書類が整ったときには、社会福祉課に「社会福祉法人設立認可申請書」を提出します。

また、社会福祉法人設立認可申請と併せて、兵庫県の各所管課へ社会福祉事業開始の申請又は届出をする必要があります。

詳細については、社会福祉事業の兵庫県の各担当課への問い合わせが必要です。

(4) 社会福祉法人設立認可

申請により、小野市長が社会福祉法人の設立認可についての可否決定を行い、社会福祉法人設立認可可否決定通知書をお渡しします。

(5) 社会福祉法人設立の登記

社会福祉法人設立が認可されたときには、その主たる事務所の所在地において設立の登記をします。登記をすることにより、社会福祉法人は成立します。

4. 設立登記等の手続きについて

(1) 法人設立登記

小野市での設立認可申請審査が終了すると、法人設立認可書が交付されます。これによって、社会福祉法人の登記が可能となります。(法人設立の認可＝設立ではありません。社会福祉法第34条に「社会福祉法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。」と規定されています。)

従って、社会福祉法人の認可のあった日から2週間以内(組合等登記令第3条)に登記しなければなりません。

なお、法人登記については、法人設立後の代表権を有する理事長等の登記を含め、事前に所轄の登記所と十分相談のうえでの手続きが必要です。

(2) 法人の登記

登記事項は、組合等登記令によって、以下のとおり定められています。

《登記事項》

- ① 目的及び業務：公益事業や収益事業を行う法人は、それらも登記すること。
- ② 名称：社会福祉法人〇〇〇〇〇会
- ③ 事務所：従たる事務所を置く法人においては、それらも登記すること。

- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格理事長等の代表権を有する者のみ登記すること。
- ⑤ 存立時期又は期限に関する定めがあるときは、その定めを登記すること。
- ⑥ 資産の総額：設立当初の財産目録に記載された差引純資産額を登記すること。

なお、以後は、毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に変更登記を行う必要があること。

5. 設立認可準備段階の確認事項

1 社会福祉法人を設立し、どのような事業を行う予定か

社会福祉法人は、社会福祉法第2条に限定列挙されている社会福祉事業を必ず行わなければなりません。また、社会福祉事業がただちに開始できる場合に限り社会福祉法人を設立することができます。社会福祉事業以外に公益事業及び収益事業を実施することができますが、これらの事業規模が、法人全体の全事業の過半を占めることはできません。

2 事業の活動拠点はどこを考えているか

施設や利用者の数などの計画が策定されていますので、施設整備予定の担当課と十分に協議をしてください。

3 基本財産はあるか

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と社会福祉法第25条に規定されています。その資産とは、原則として社会福祉法人所有の土地、建物等をいいます。

原則的には、社会福祉事業を行うために直接必要な土地、建物の所有権を有していることが必要です。

4 建設資金等は、どのように確保するか

施設の建設資金等の一部に対して、公的な補助制度を利用できる場合がありますが、その場合でも自己資金として建設資金等を用意する必要があります。

また、法人の設立当初の運転資金として、年間事業予算の1/2以上の(介護保険法上の事業及び障害者自立支援法上の障害福祉サービス事業の場合は1/2以上の)の現金・預金等の資金が必要です。

建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資機関を利用(融資限度額有り)することができますが、あくまで「借入金」ですので、施設開設後返済しなければなりません。

5 社会福祉法人の運営は誰がするか

上記の条件が整って社会福祉法人の設立を行うこととなりますが、法人を運営していくために役員(理事・監事)、評議員が必要になります。

役員等の就任にあたっては、いくつかの条件を満たす必要があります。

(1) 理事(6人以上)

ア 理事のうちには次に掲げるものが含まれなければなりません。

1. 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
2. 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
3. 当該社会福祉法人が施設を設置している場合、当該施設の管理者

イ 社会福祉事業の経営について識見を有する者とは、例えば次のようなものが該当する

- 社会福祉に関する教育を行う者
- 社会福祉に関する研究を行う者
- 社会福祉事業または社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

ウ 社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者とは、例えば次のようなものが該当する

- 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

エ 理事には、理事本人を含め、理事の親族等特殊関係者が理事総数の3

分の1を超えて含まれてはなりません。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人です。

(2) 監事（2人以上）

ア 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員等の職務を兼任できません。

イ 監事には次に掲げる者が含まれなければなりません。

1. 社会福祉事業について識見を有する者
2. 財務管理について識見を有する者

ウ 監事には、各役員配偶者または3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません。

エ 監事には、公認会計士または税理士を登用することが望ましいです。

(3) 評議員（理事の員数を超える数）

ア 評議員は、法人の理事、監事または職員を兼ねることはできません。

イ 評議員には、各評議員または各役員親族等特殊関係者が含まれてはなりません。

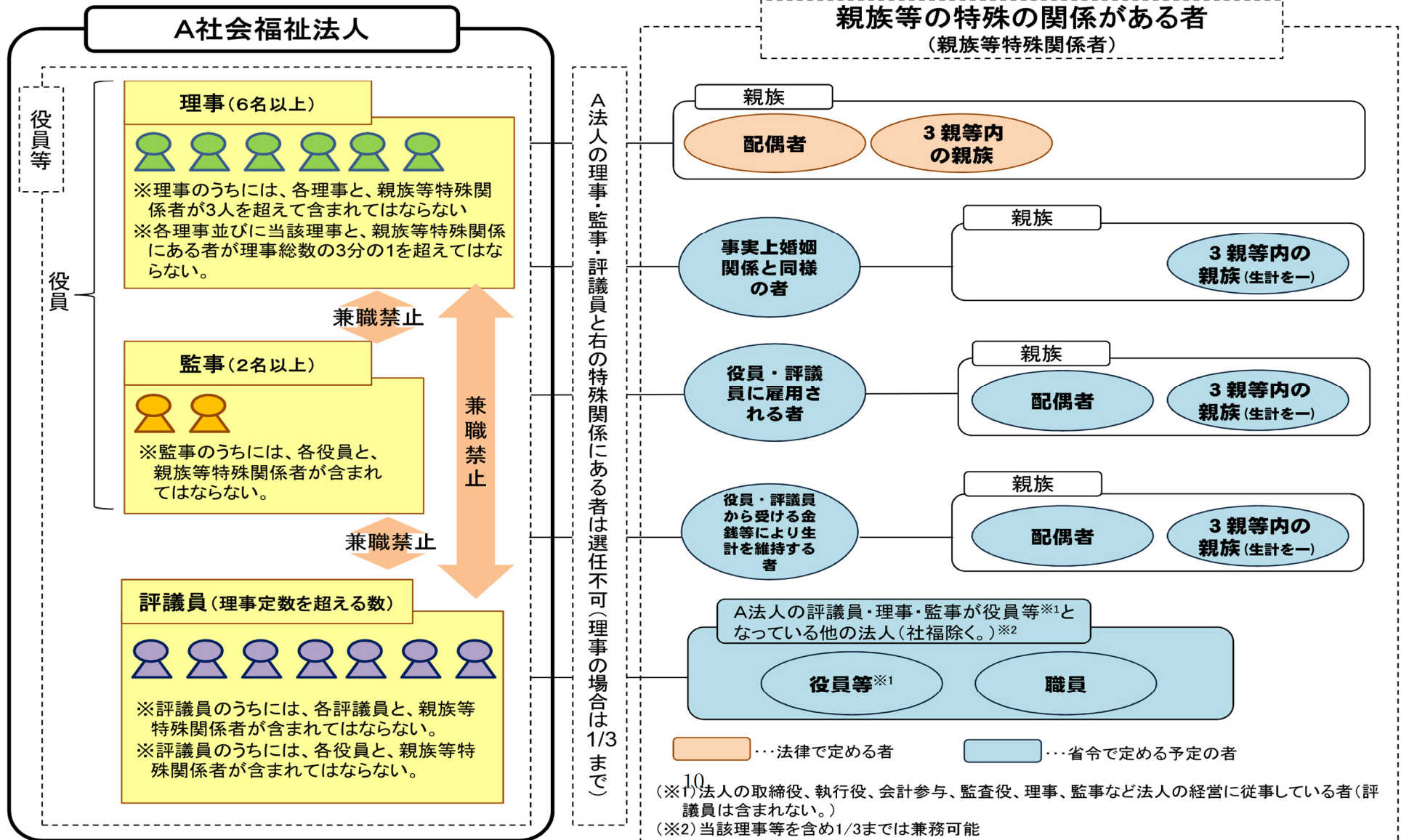
ウ 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者から選ばれなければなりません。法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任されていれば、資格等に特段の制限はありません。

<参考>社会福祉法人の各機関について

	評議員	理事	監事
員数	理事の員数を超える数	6名以上	2名以上
資格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。 ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者	監事には、次に掲げる者が含まなければならない。 ①社会福祉事業について識見を有する者 ②財務管理について識見を有する者
選任・解任方法	定款で定める方法 ※外部委員が参加する機関の決定に従って行う方法等 ※理事または理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効	理事の選任・解任は、評議員会の決議による	監事の選任・解任は、評議員会の決議による。 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意または請求については、監事の過半数をもって決定する。
任期	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

<参考>親族等の特殊の関係のある者

社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者



6. 法人設立申請の事務は、誰が担当するか

社会福祉法人の設立申請には、多岐にわたる書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものなので、法人の設立後理事長や、施設長になる予定の方が直接事務手続きを行ってください。なお、法人の設立に当たっては、設立認可に係る書類整備等だけではなく、施設の開設に向けた施設整備等の手続きも必要となりますので、施設整備の担当課（者）とも綿密に連絡を取る必要があります。

別紙

		添付書類			
1		社会福祉法人設立認可申請書			
2		定款			
3		設立発起人会議事録（写）			
4		添付資料目録			
5		財産目録			
6	財産が法人に帰属することを証する書類 場合	①	土地、建物自己資金及び運転資金の贈与契約書（写）		
		②	贈与者の身分証明書及び印鑑登録証明書		
		③	ア	基本約款	
			イ	法人登記簿謄本	
			ウ	代表者の印鑑登録証明書	
			エ	社員総会等議事録（写）及び決算書（写）	
		④	不動産登記簿謄本		
		⑤	不動産の価格評価書		
		⑥	所有権移転登記誓約書		
		⑦	法務局備え付けの公図の写し		
		⑧	（農地転用許可書の写し）		
⑨	資金贈与者の預金残高証明書				

7 借地の場合	①	地方公共団体の使用許可書（写）又は無償貸与確約書（写）
	②	地上権設定契約書（写）
	③	地上権設定登記誓約書（写）
	④	土地所有者の身分証明書及び印鑑登録証明書
	⑤	不動産登記簿謄本
	⑥	（農地転用許可書の写し）
8 事業計画等	①	建設年度収支予算書
	②	第1年度事業計画書
	③	第1年度収支予算書
	④	第2年度事業計画書
	⑤	第2年度収支予算書
9 設立者・役員予定者関係	①	役員予定者の履歴書
	②	設立代表者の身分証明書及び印鑑登録証明書
	③	設立代表者の権限を証する書類（委任状）
	④	（代理人の権限を証する書類（委任状））
	⑤	役員就任承諾書
	⑥	役員予定者の印鑑登録証明書
	⑦	役員名簿及び評議員名簿

10 施設関係書類	①	施設建設計画書		
	②	工事費用見積書（写）		
	③	設計監理契約書（写）又は見積書（写）		
	④	設備整備（初度調弁）計画書		
	⑤	設備整備見積書（写）		
	⑥	国県補助金交付内定通知書（写）		
	⑦	市町補助金確約書（写）又は予定通知書（写）		
	⑧ 借入金関係	ア	貸付内定書（写）	
		イ	償還計画表	
		ウ	償還財源の贈与契約書（写）	
		エ	贈与者の身分証明書及び印鑑登録証明書	
		オ	贈与者の所得証明書	
		カ	贈与者が地方公共団体の場合 確約書（写）又は補助予定通知書（写）	
		キ	贈与者が団体の場合 基本約款、法人登記簿謄本、印鑑登録証明書、 社員総会等議事録（写）、及び決算書（写）	
		ク	贈与者が後援会の場合 規約、会員名簿、議事録（写）、後援会の過 去3年間の決算書（写）及び寄附実績	
ケ		贈与承継者の印鑑登録証明書		

1 1	①	施設長就任承諾書
	②	施設長就任予定者の履歴書
	③	施設長の資格を証する書類
1 2	基本財産編入誓約書	
1 3	建設図面（付近見取図、配置図、平面図、立面図）	